

第2編 寄附について

第1 政治団体に対する寄附の制限

1 政治資金規正法上の寄附の制限

(1) 寄附の量的制限について（法第21条、法第21条の2、法第21条の3、法第22条）

政治活動に関する寄附は、年間を通じてすることができる寄附の限度額（総枠制限）と、同一の政治団体に対する寄附の限度額（個別制限）が定められています。

○ 寄附の量的制限の概要

受領者 寄附者	個人		公職の候補者		会社・労組等 の団体		政治団体				
	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	政党	政治資金団体	資金管理団体	その他	
政治団体	政党	(A枠) 年間 2,000 万円 以内	制限 なし	(A枠) 年間 2,000 万円 以内	制限 なし	資本金・ 組合員数に 応じて 年間 750万円 以内～ 年間 1億円以内	制限 なし	制限なし			
	政治資金団体	※注1参照		※注1参照							
	資金管理団体	(B枠) 年間 1,000 万円 以内	年間 150 万円 以内	(B枠) 年間 1,000 万円 以内	制限 なし ※注3参照			同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円 以内 (総枠制限はなし)			
	その他の政治団体	※注1参照		※注1参照	年間 150 万円 以内	禁止 ※注2参照	禁止 ※注2参照				
政治家個人		※注4参照		※注4参照				※注4参照			

- 注) 1 総枠制限におけるA枠（政党・政治資金団体に対する寄附）とB枠（政党・政治資金団体以外に対する寄附）は互いに流用することができません。A枠とB枠の範囲内であれば、それぞれ限度額まで寄附することができます。
- 2 会社・労働組合等の団体が政治団体の構成員として負担する党費または会費は寄附とみなされます。したがって、資金管理団体及びその他の政治団体は、会社・労組等の団体からの党費又は会費を受けることはできません。
- 3 自己資金による寄附（自らの資金管理団体に対してする歳費等の寄附）に限られます。
- 4 政治家個人への金銭等による寄附（政党からの寄附を除く）は禁止されています（選挙運動に関するものは金銭等による寄附も可能です）。
- 5 特定寄附（公職の候補者が政党から受けた寄附をその資金管理団体に対してする寄付）及び遺贈によってする寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。

【年間の総枠制限】

○ 会社のする寄附の限度額

資本又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	4,000万円
～(略)	
1,050億円以上	1億円

○ 労働組合又は職員団体のする寄附の限度額

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上～10万人未満	1,500万円
10万人以上～15万人未満	3,000万円
15万人以上～20万人未満	3,500万円
20万人以上～25万人未満	4,000万円
～(略)	
110万人以上	1億円

○ その他の団体（政治団体を除く。）のする寄附の限度額

前年における年間の経費の額	政党・政治資金団体に対する寄附
2千万円未満	750万円
2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
8千万円以上～1億円未満	3,500万円
1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
～(略)	
4億6千万円以上	1億円

(2) 寄附の質的制限について（法第22条の3～6）

政治活動に関する寄附については、寄附の主体による制限もあります。

内 容	寄 附 の 主 体	禁 止 の 内 容
特定会社等の寄附の禁止	国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付決定を受けた会社その他の法人は、	交付決定の通知を受けた日から1年間は政治活動に関する寄附をしてはならない。（※1）
	国から資本金、基本金、その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、	出資又は拠出を受けている間は政治活動に関する寄附をしてはならない。（※1）
	地方公共団体と上記2つの関係と同様の関係にある会社その他の法人は、	当該地方公共団体の議会の議員、若しくは長にかかる候補者又は当該候補者にかかる政治団体に対して、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も、	前記の制限を受ける者を知りながら、その者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。 違法な寄附であることを知りながらこれを受けてはならない。
赤字会社の寄附禁止	3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、	当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。
	何人も、	違法な寄附であることを知りながらこれを受けてはならない。
外国人等からの寄附禁止	何人も、	外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から政治活動に関する寄附を受けてはならない。（※2）
匿名等の寄附禁止	何人も、	本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。 (政党匿名寄附を除く)（※3）
		違法な寄附を受けてはならない。

(※1) 例外：これらの会社その他の法人でも、地方公共団体の議会の議員若しくは長の候補者又は候補者にかかる政治団体に対してする寄附については、この限りではありません。

(※2) 例外：主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が証券取引所において5年以上上場されている者からの寄附については、この限りではありません。

なお、当該法人からの寄附については、収支報告書様式（その7）「寄附の内訳」の備考欄に「上場・外資50%超」と記載しなければなりません。

(※3) 政党匿名寄附とは、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場で、政党又は政治資金団体に対してされる1件1,000円以下の寄附のことをいいます。

(3) 寄附のあっせんの制限（法第22条の7、法第22条の9）

寄附の任意性を確保するため、寄附のあっせんについて一定の制限を課したものであり、その概要は次のとおりです。

ア 威迫的行為の禁止

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合には、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力をを利用して威迫するなど、不当にその意思を拘束するような方法で行ってはなりません。

イ 意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法であっても、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものから控除するような方法で寄附を集めてはなりません。

ウ 公務員の地位利用による寄附への関与等の禁止

国又は地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、もしくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与してはならないとされています。

(注) 令和9年1月1日より、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることが禁止されます。

2 公職選挙法上の寄附の禁止

公職の候補者等及びこれらの者の後援団体の寄附は、選挙に関すると否とにかかわらず、特定の場合を除き、選挙区内にある者に対してするものは、全面的に禁止されています。

その概要は、次のとおりです。

【公職の候補者関係】

寄 附 者	寄附の方法等	禁止事項	例外となる寄附等
公職の候補者等は、 (※1)		当該選挙区内にある者に対して、 いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・親族に対する寄附 ・政治上の主義・施策のための集会の実費補償(食事は除く) (※2)
公職の候補者等以外の者は、	公職の候補者等を寄附の名義人として、		<ul style="list-style-type: none"> ・当該公職の候補者等の親族に対する寄附 ・政治上の主義・施策のための集会の実費補償(食事は除く) (※2)
公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、	公職の候補者等の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推される方法で、		<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、		当該選挙に関し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・当該公職の候補者等に対する寄附

(※1) 「公職の候補者等」とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者

(※2) 「政治上の主義、施策のための集会」については、きょう応接待が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるものであっても、選挙区内の人を対象とするもの、及び一定期間 (※3) に行われるものは含まれない。

【後援団体関係】

寄 附 者	禁止事項		例外となる寄附等
後援団体は、	当該選挙区内にある者に対して、	いかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附 ・当該公職の候補者等に対する寄附（選挙運動に関してのみ金銭も可。） ・当該団体がその設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するもの及び一定期間（※3）にされるものを除く）
何人も、		一定期間（※3）後援団体の総会その他の集会又はその団体の行う行事できょう応接待をし又は金銭その他の物品を供与してはならない。	
公職の候補者等は、		公職の候補者等にかかる後援団体に対して、一定期間（※3）寄附をしてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの資金管理団体に対する寄附

(※3) 一定期間

- ・ 衆議院議員 →
$$\begin{cases} \text{任期満了日前 90 日から選挙期日} \\ \text{解散の翌日から選挙期日} \end{cases}$$
- ・ 参議院議員 → 任期満了日前 90 日から選挙期日
- ・ 地方公共団体の議員又は長 →
$$\begin{cases} \text{任期満了日前 90 日から選挙期日} \\ \text{選挙事由発生の告示の翌日から選挙期日} \end{cases}$$
- ・ 補欠選挙等 → 選挙事由発生の告示の翌日から選挙期日

3 政治資金パーティー

(1) 政治資金パーティーとは（法第8条の2）

政治資金パーティーとは、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価にかかる収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」をいいます。

なお、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。

(2) 政治資金パーティーの開催主体（法第8条の2）

政治資金パーティーは政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは、この者は政治団体とみなされ、会計帳簿の備え付け、設立届・異動届等の届出書の提出、当該パーティーにかかる収支報告書の提出等、政治団体に準じた各種制限が課されることになります。ただし、政治活動に関する寄附の規定については、政治団体とはみなされず、その他の団体と同じ取り扱いとなります。（総枠・個別の寄附制限の適用があります。）

(3) 政治資金パーティーの対価の支払額の制限等（法第22条の8）

ア 政治資金パーティーの対価の支払及び収受額の制限

政治資金パーティーを開催する者は、一つの政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また、対価の支払をする者も同様の制限を受けます。

イ 匿名等の対価の支払及び収受の制限

何人も本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。またこれを受けてもいけません。

ウ 政治資金パーティーの対価の支払である旨の通知（政治資金規正法施行規則第39条）

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けるに際し、支払者に対して「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により、あらかじめ告知しなければなりません。

エ 収支報告書には、1回のパーティー当たり20万円を超える（20万1円以上）対価の支払いがあったものについては、支払った者の氏名、住所及び職業（団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対価の支払いにかかる収入金額と年月日を記載しなければなりません。

（注）令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから、「20万円を超えるもの」は、「5万円を超えるもの」とされます。

令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日まで以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

(注) 令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支出がなされるものから、次の内容が追加されます。

オ 何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込み以外の方法で対価を支払うことができず、政治資金パーティーを開催する者は、講座への振込み以外の方法で対価を受けることができません。(ただし、政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払等を除く。)

(注) 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから、次の内容が適用されます。

カ 何人も、外国人・外国法人等(特定上場日本法人を除く。)から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

キ 特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

ク 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

ケ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、(3)ウの告知義務に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

第2 政治資金の運用に関する制限（法第8条の3）

政治団体は、その有する金銭等を以下の方法以外の方法で運用してはなりません。

また、会計帳簿の運用簿に運用の状況等を記載しなければなりません。

- 1 銀行その他の金融機関への預金若しくは貯金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債権又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- 3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で、元本補填の契約のあるもの

第3 資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません(法第19条の2の2)

なお、改正前から所有している不動産(これと密接に関連する不動産を含む。)については、用途その他個々の利用の現況を記載しなければなりません。